

(協議報告)

土地改良区賦課金に係る徴収委任契約期間の満了について

総合政策部

市では、見沼代用水土地改良区及び新堀土地改良区からの土地改良法(昭和24年法律第195号)第38条の規定に基づく土地改良区賦課金等の徴収委任を受け、土地改良区賦課金徴収委任契約を締結し、両土地改良区の賦課金等徴収事務を行っております。

先般、両土地改良区から土地改良区賦課金徴収委任契約書第4条の規定に基づく徴収委任契約の解除の申し入れがありました。

については、令和5年3月31日をもって徴収委任契約期間を満了し、令和5年度以降、両土地改良区において賦課金等徴収事務を行うものです。

なお、徴収委任契約期間の満了については、市公式ホームページ、広報しらおか等を活用して周知を図ってまいります。